

## 2019年度事業計画

### 1 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

前年度、当協会は横浜地方法務局1,000名、宇都宮地方法務局600名の相続人等調査業務を受注しました。作業1年目ということもあり、当協会、法務局とも手探りの部分もありましたが、前年度の経験を生かし、調査マニュアルをブラッシュアップし、より迅速な処理の実現を目指します。

また、入札価格が不当に安価であるということや、入札資格者が登記申請の代理を業とする司法書士、弁護士の他に戸籍法に定める8士業全てが指定されています。この点については、神奈川県司法書士政治連盟との協働により、司法書士制度推進議員連盟の先生方にご理解を求め、全司協、日司連、日司政連3団体との連携のもと、法務省に対して改善を求めています。

そして、担当社員間の業務内容に見合った報酬の分配等を検討し、社員のモチベーション向上に繋げてまいります。

### 2 権利者調査業務の受託推進

当協会は、これまで嘱託登記の受託に主力を注いでまいりましたが、昨今の所有者不明土地問題、空き家問題につき、権利者調査業務の受託を積極的に推進していきます。

当協会が嘱託登記を前提としない権利者調査業務を受託できるかは、これまで、法務省民事局1課より口頭で可能である旨の回答が出されております。平成29年5月には、地方自治体からの委託による相続人調査等について、戸籍等1号職務上請求の使用が可能となりましたが、司法書士法上このような調査業務を当協会が受託できるかは明確に定められておりません。そこで、受託推進と同時並行的に、司法書士法69条1項の改正を求めています。

### 3 紹介業務の確立

昨今の官公署の用地取得等において、不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度を活用する事例が増えています。昨年成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、市区町村長にこれら財産管理人の選任申立権限が付与されました。

また、近年の超高齢化社会を反映して、官公署より成年後見制度に関する質問も増えてきています。

当協会としては、上記官公署の負託に応えるべく、各財産管理人や成年後見人等の選任申立書作成、財産管理人、成年後見人の就任要請に対して、神奈川県司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部の協力を得ながら実務に精通した司法書士を紹介する事業体制を構築していきます。

#### 4 新たな公益サービス事業の検討

これまで、当協会は官公署との信頼性を活かして、入札になじまない処理困難事件の随意契約を重要視してきました。公益事業会計が平成30年度をもって終了したため、これまで実施してきた無料電話・出張相談を見直し、新たな官公署向け公益サービス事業を検討します。

#### 具体的な活動方針

##### (1) 新規案件の受託体制の確立

- ① 長期相続登記等未了土地解消作業の精査、受託体制の確立
- ② 地方自治体が抱える空家問題、所有者不明土地問題に関する権利者調査の受託推進
- ③ 裁判書類作成業務、財産管理業務における紹介事業の整備、受託体制の確立

##### (2) 継続事業案件の適正、迅速な処理

- ① 狭あい道路、未登記道路の嘱託登記の受託
- ② 都市再開発、区画整理に伴う嘱託登記の受託
- ③ 独立行政法人等の組織再編に伴う承継嘱託登記の受託
- ④ 縣市町村の買収に伴う嘱託登記の受託

##### (3) 研究・研修活動

- ① 定期的な研修会、勉強会の開催  
(特に旧民法、応急措置法に基づく相続法への精通)
- ② 未登記問題研究会への委員派遣
- ③ 権利登記実務研究会への入会促進

##### (4) 相談活動

- ① 県市町村担当職員向け電話・主張相談の実施  
(定期的な電話相談を廃止し、事務局への問い合わせに対して、随時社員が対応する体制とします。)
- ② 県市町村担当職員向け公開講座の開催
- ③ 県市町村担当職員向け啓発及び情報提供等の冊子発行
- ④ 相談活動PRのための活動
- ⑤ 県市町村担当職員向け研修会への講師派遣

(5) 本部組織の充実

- ① 権利者調査に関する調査マニュアルの見直し
- ② 特殊事例研究
- ③ 財務の健全化

(6) 関連友好団体との連携と協調

- ① (公社) 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- ② 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会
- ③ 神奈川県司法書士会
- ④ 神奈川県司法書士政治連盟
- ⑤ 神奈川県司法書士協同組合
- ⑥ (公社) 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
- ⑦ 神奈川青年司法書士協議会
- ⑧ その他団体

最後に、司法書士を取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ません。

受託事件の減少、独立開業者の減少、他士業との競合は今更言うまでもありませんが、執行部は、社員の皆様が協会に入って良かった、協会に入れば定期的な報酬が得られるという思いを常に念頭に置いて業務執行しております。

決して夢物語ではなく、実現可能な希望として一步一步前進していく所存です。社員の皆様には、業務遂行に当たり多大なご負担をお願いしており、とりわけ長期相続登記等未了土地解消作業については、そのご苦労は筆舌に尽くしがたいものでありますが、今一度ご協力を賜りますようお願い申し上げます。